

千葉県報

定例
平成25年2月15日

主 要 目 次

○ 千葉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	一
○ 道路区域の変更	三
○ 土砂災害警戒区域の指定	三
○ 土砂災害特別警戒区域の指定	五
○ 臨港地区内の分区の指定	七
○ 都市計画臨港地区の決定	七
○ 公 告	七
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(二件)	七
○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請(三件)	八
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件)	八
○ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見の概要	九
○ 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の概要	一〇
○ 土地改良区役員の退任	一〇
○ 土地改良区役員の退任及び就任	一一
○ 基本測量の実施	一一
○ 公共測量の実施(三件)	一一
○ 都市計画臨港地区の関係図書の縦覧	一一
○ 土地区画整理組合の改選による理事の氏名及び住所	一一
○ 特定調達公告	一二
○ 入札公告	一二
○ 落札者等の公告(二件)	一三

規 則

千葉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県規則第十五号
千葉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

千葉県訓練手当支給規則(昭和四十五年千葉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「公共職業能力開発施設」を「公共職業能力開発施設」に、「を受けている求職者又は公共職業安定所長の指示により県内において求職者」を「求職者」に改め、「職場適応訓練」という。)の下に「又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第一項の規定による認定を受けた職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)」を加える。

第四条第一項本文中「又は職場適応訓練」を「職場適応訓練又は求職者支援訓練」に改め、同条第二項各号列記以外の部分ただし書中「公共職業訓練」を「職業訓練」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書(別記第一号様式)(以下「認定申請書」という。)を、当該職業訓練が、公共職業訓練である場合にあっては当該公共職業訓練を行う公共職業能力開発施設の長を経由して、職場適応訓練である場合にあっては当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を経由して、求職者支援訓練である場合にあっては直接に、知事に提出しなければならない。

第十一条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「行なうたうえ」を「行つた上」に改める。

第十二条前段中「施設の長を経由して」を「当該職業訓練が、公共職業訓練である場合にあっては当該公共職業訓練を行う公共職業能力開発施設の長を経由して、職場適応訓練である場合にあっては当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を経由して、求職者支援訓練である場合にあっては直接に、」に改め、同条後段中「施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

④「を」を「を」に改める

「に」、「公共職業能力開発施設証明欄」を「職業訓練を行う施設の長の証明欄」

(入校年月日) 年 月 日	(訓練科目)	訓練期間 出 日	出 日
------------------	--------	-------------	-----

を

訓練の別(該当するものに○) 公共職業訓練・職場適応訓練・求職者支援訓練			
(入校年月日) 年 月 日	(訓練科目)	訓練期間 出 日	出 日

に、

「公共職業訓練」や「職業訓練」及び「公共職業能力開発施設の長」や「職業訓練を行う施設の長の職氏名」は「注」申請者は、氏名を自署することにより押印を省略することができます。」や「回線」回線名の「職業訓練等」や「職業訓練」及び「施設の所在地」や「施設の名称及び所在地」は「注」

「職業訓練が行われなかった日数」

氏名 回線名の「中」

氏名 回線名の「中」

「職業訓練」や「千葉県知事」様」及び「職業訓練等を行う施設の所在地」や「職場適応訓練を行う事業所の名称及び所在地」及び「職業訓練等を行う施設の長の氏名」や「職場適応訓練を行う事業主の職氏名」は「2」⑤欄は、②欄から④欄までの日についての具体的な事情その他必要な事項を記入してください。」や「3」⑤欄は、②欄から④欄までの日についての具体的な事情その他必要な事項を記入してください。」

「このため、回線に次のように加えます。」

その三

訓練手当支給申請書 (年 月 分) 年 月 日

千葉県知事 様

住所 氏名

年 月 日 年 月 日

④ 年 月 分の訓練手当の支給を次のとおり申請します。

訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日
訓練が行われなかった日数	日
訓練を受けなかった日数	日
①やむを得ない理由による日数	日
①のうち疾病又は負傷により連続して14日を超えた日数	日
②やむを得ない理由のない日数	日
訓練を受けた日数	日
家族と別居して寄宿していない日数	日
添付書類(やむを得ない理由の証明書類)	日
<input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> 遅延証明書等	
<input type="checkbox"/> その他 ()	

手当内訳	基本手当	日数	日
		日額	円
	金額	円	
	日数	日	
	日額	円	
	金額	円	
	日数	日	
	日額	円	
	金額	円	
	日数	日	
	日額	円	
	金額	円	
	合計額	円	
	当月請求額	円	
	保留額	円	

求職者支援訓練施設による受講証明

右のカレンダーに該当する印を付けてください。

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

(1) 職業訓練が行われなかった日 = 印
(取消線)
(2) 職業訓練を受けなかった日 × 印

特記事項 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

求職者支援訓練を行う施設の名称及び所在地
求職者支援訓練施設の長の職氏名

注 申請者は、氏名を自署することにより押印を省略することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県訓練手当支給規則の規定は、平成二十四年十月一日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県訓練手当支給規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告

示

千葉県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、平成二十五年二月十五日から三週間、縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 道路の種類 県道

二 路線名 五井本納線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長
茂原市柴名字 糞土九三二番 一地先から大 沢字切懸一、 三九三番一 地先まで	前 後	一五・五〇メートルから 二五・〇〇メートルまで 一五・五〇メートルから 一七・八〇メートルまで	一七・〇〇メートル 一七・〇〇メートル

千葉県告示第五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄 治

区域の名称	指定の区域	自然現象の種類
		土砂災害の発生原因となる

筑田	大網白里市大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
本宿	大網白里市大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小西一	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小西三	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
餅ノ木二	大網白里市餅ノ木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
養安寺五	大網白里市養安寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
養安寺六	大網白里市養安寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
養安寺八	大網白里市養安寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
養安寺九	大網白里市養安寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
養安寺一〇	大網白里市養安寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷三	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷四	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷五	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷六	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷七	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷八	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷一	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷一六	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

小中一二	小中一〇	小中八	小中六	小中五	小中四	南玉三	池田四	池田三	池田一	金谷郷二六	金谷郷二三	金谷郷二二	金谷郷二一	金谷郷二〇	金谷郷一九	金谷郷一八
大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市南玉の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市池田の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の 図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

宝米二	宝米一	谷台	小堤	寺方	坂田二	坂田一	坂田	牛熊	篠本	永田五	永田四	神房二	大網五	大竹	小中一五	小中一四	小中一三
山武郡横芝光町宝米の区域のうち、 次の図面に示す区域	山武郡横芝光町宝米の区域のうち、 次の図面に示す区域	山武郡横芝光町谷台の区域のうち、 次の図面に示す区域	山武郡横芝光町小堤の区域のうち、 次の図面に示す区域	山武郡横芝光町寺方の区域のうち、 次の図面に示す区域	山武郡横芝光町坂田の区域のうち、 次の図面に示す区域	山武郡横芝光町坂田の区域のうち、 次の図面に示す区域	山武郡横芝光町坂田の区域のうち、 次の図面に示す区域	山武郡横芝光町牛熊の区域のうち、 次の図面に示す区域	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、 次の図面に示す区域	大網白里市永田の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市永田の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市神房の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市大網の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市大竹の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

宝米七	次の図面に示す区域	山武郡横芝光町宝米の区域のうち、	急傾斜地の崩壊
遠山一	次の図面に示す区域	山武郡横芝光町遠山の区域のうち、	急傾斜地の崩壊
遠山二	次の図面に示す区域	山武郡横芝光町遠山の区域のうち、	急傾斜地の崩壊
長倉三	次の図面に示す区域	山武郡横芝光町長倉の区域のうち、	急傾斜地の崩壊
長倉四	次の図面に示す区域	山武郡横芝光町長倉の区域のうち、	急傾斜地の崩壊
長倉五	次の図面に示す区域	山武郡横芝光町長倉の区域のうち、	急傾斜地の崩壊
長倉六	次の図面に示す区域	山武郡横芝光町長倉の区域のうち、	急傾斜地の崩壊
長倉七	次の図面に示す区域	山武郡横芝光町長倉の区域のうち、	急傾斜地の崩壊
取立一	次の図面に示す区域	山武郡横芝光町取立の区域のうち、	急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び山武土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十五年二月十五日

千葉県知事

鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
筑田	大網白里市大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小西一	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

小西三	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
餅ノ木二	大網白里市餅ノ木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
養安寺五	大網白里市養安寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
養安寺六	大網白里市養安寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
養安寺八	大網白里市養安寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
養安寺九	大網白里市養安寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
養安寺一〇	大網白里市養安寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷三	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷四	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷五	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷六	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷七	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷八	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷一	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷一六	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷一八	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷一九	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金谷郷二〇	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

小中一五	小中一四	小中一三	小中一二	小中一〇	小中八	小中六	小中五	小中四	南玉三	池田四	池田三	池田一	金谷郷二六	金谷郷二三	金谷郷二二	金谷郷二一
ち、次の図面に示す区域 大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市南玉の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市池田の区域のうち、次の図面に示す区域	うち、次の図面に示す区域 大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	うち、次の図面に示す区域 大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	うち、次の図面に示す区域 大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	うち、次の図面に示す区域 大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
宝米二	谷台	小堤	寺方	坂田二	坂田一	坂田	牛熊	篠本	永田五	永田四	神房二	大網五	大竹			
山武郡横芝光町宝米の区域	山武郡横芝光町谷台の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町小堤の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町寺方の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町坂田二の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町坂田一の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町坂田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町牛熊の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡横芝光町篠本の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市神房の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市大網の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域 大網白里市大竹の区域のうち、次の図面に示す区域			
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり			

宝米七	山武郡横芝光町宝米の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
遠山一	山武郡横芝光町遠山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
遠山二	山武郡横芝光町遠山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長倉三	山武郡横芝光町長倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長倉四	山武郡横芝光町長倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長倉五	山武郡横芝光町長倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長倉六	山武郡横芝光町長倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長倉七	山武郡横芝光町長倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
取立一	山武郡横芝光町取立の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び山武土木事務所に備えて縦覧に供する。)

千葉県告示第五十六号
 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、木更津港臨港地区内の分区分を次のとおり指定した。

その関係図書は、千葉県県土整備部港湾課及び木更津港湾事務所において縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

分区分の種類及び区域

- 商港区 富津市新富の一部の区域
- 工業港区 富津市新富の一部の区域
- 修景厚生港区 富津市新富の一部の区域

千葉県告示第五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、富津都市計画臨港地区を次のとおり決定した。

平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
富津都市計画臨港地区
- 二 都市計画を定める土地の区域
富津市新富の一部の区域

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。
 平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年一月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人高田倶楽部
 - 2 代表者の氏名 原瀬瑞夫
 - 3 主たる事務所の所在地 柏市高田三七六番地の三柏市立高田小学校内高田倶楽部クラブハウス
- 三 定款に記載された目的 この法人は、「いつでも・どこでも・だれでも」をモットーに、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に親しめるスポーツを通して、世代間の交流、健康・体力の維持増進、活力ある地域コミュニティ文化を形成し、健康で豊かな明るい生活の実現に資することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十五年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人B I S S

2 代表者の氏名 大澤健二

3 主たる事務所の所在地 大網白里市季美の森南四丁目一二番地五

三 定款に記載された目的 この法人は、広く起業、並びに独立開業を目指す一般市民を対象として、開業準備のための講習会・セミナー等の企画・開催及び開業、開業後のフォローに至るまでのコンサルティング等を行うことを通じて地域経済活動の活性化、並びに雇用機会の拡充の推進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十五年一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人ちば経営応援隊

2 代表者の氏名 浅井鉄夫

3 主たる事務所の所在地 船橋市夏見二丁目三〇番九号

三 定款に記載された目的 この法人は、企業(主に千葉県内に事務所を置く中小企業)における各種経営活動(特に情報技術の活用等)に関わる支援事業、ならびに企業の経営者・従業員および一般市民(主に千葉県内在住者)に対して情報技術に関する啓蒙事業を行い、豊かで暮らしやすい地域社会の創出と質の高い市民生活の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十五年一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人子どもネット八千代

2 代表者の氏名 高田悦子

3 主たる事務所の所在地 八千代市勝田台北一丁目五番地一一

三 定款に記載された目的 この法人は、八千代市とその近郊の子どもに対して、文化的体験活動と人とのかわり合いを通して、子どもが心豊かに育つ地域社会を子どもともにつくることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十五年一月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 N P O 法人大多喜みらい塾

2 代表者の氏名 上治信

3 主たる事務所の所在地 夷隅郡大多喜町大多喜四八六番地一〇

三 定款に記載された目的 この法人は、大多喜町民および他地域住民に対し、大多喜町の資源を生かした交流事業を行い、農林業の活性化・過疎化対策・環境保全・伝統の継承など、地域振興及び次世代育成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十五年二月十五日から六月十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十五年二月十五日から六月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビッグハウス茂原店

<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 モラージュ柏</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 柏市大山台二丁目三番ほか</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明ほか 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 大規模小売店舗 代表取締役 森田剛</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、平成二十五年二月十五日から六月十五日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十五年二月十五日から六月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十五年二月十五日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>	<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社タイヨー 代表取締役 森田剛</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社タイヨー 代表取締役 森田剛ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社タイヨー 代表取締役 森田剛ほか</p> <p>5 変更年月日 平成二十五年五月二十五日</p> <p>二 届出年月日 平成二十四年十二月二十七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課</p>
<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、次のと</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ビッグハウス茂原店</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社タイヨー 代表取締役 森田剛</p> <p>3 荷さばき施設の位置の変更 茨城県神栖市大野原二丁目三番三十一号</p> <p>4 変更年月日 平成二十五年五月二十五日</p> <p>二 届出年月日 平成二十五年一月二十五日</p>	<p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明ほか 大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番一六号大和ビル六階ほか</p> <p>5 変更年月日 平成二十四年十一月二十一日</p> <p>二 届出年月日 平成二十五年一月十日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出及び添付書類は、平成二十五年二月十五日から六月十五日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十五年二月十五日から六月十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十五年二月十五日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p>

おり印旛郡酒々井町から意見を聴取した。また、同条第二項の規定により、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者(以下「意見を有する者」という。)からの意見が述べられた。

これらの意見の概要は、次のとおりである。
なお、これらの意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び印旛郡酒々井町経済環境課において、平成二十五年二月十五日から三月十五日まで縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
酒々井プレミアム・アウトレット

印旛郡酒々井町佐倉都市計画事業酒々井南部地区土地区画整理事業一四街区一面地ほか

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
チエルシージャパン株式会社 代表取締役 山中拓郎
東京都千代田区丸の内三丁目二番三号

三 印旛郡酒々井町の意見の概要

1 店舗開設時期及び繁忙期についての配慮を願いたい。また、交通渋滞回避への対策強化をお願いしたい。

2 給食配送業務に伴う国道二九六号線運搬搬経路について、酒々井小学校、大室台小学校及び酒々井中学校の三校を町給食センターにおいて給食を調理し、各学校の給食時間にあわせて配送している。

検証結果で心配されるのは、墨入口交差点来場者分(右折)交通量のピーク時の混雑がさらに上回った場合、給食配送車の運行に支障が出る可能性があるため、その際の対策について給食センターと十分な協議をお願いしたい。

3 酒々井プレミアム・アウトレット付近は、大室台小学校及び酒々井中学校の通学区域となっており、下校時を中心として児童生徒の通学時等の安全確保及び事故防止について対策を講じるようお願いしたい。

また、児童生徒が道路横断等の為、一旦停止する必要があると考えられる交差点については、児童生徒が安全に登下校できるように配慮をお願いしたい。さらに、下校後や休日に混雑が予想される道路及び敷地内駐車場等で児童生徒が事故等に遭わないよう警備員の配置等安全対策についても配慮をお願いしたい。

4 一月の事業系一般廃棄物の排出量の平均が一日当たり一〇〇キログラムを超える多量排出業者に該当するものと思われることから、該当する場合は、酒々井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に従い、事業系一般廃棄物の減量に関する業務を担当させるため、廃棄物管理者を選任するとともに、町経済環境課へ事業系一般廃棄物の減量に関する計画書を提出し、廃棄物の抑制とリサイクル等の資源化の推進のため、廃棄

物の減量化及び資源化施策を講ずること。
5 酒々井町公害防止条例の特定施設及び特定作業に該当する場合は、届出書を町経済環境課に提出すること。
また、拡声器の使用についても、町経済環境課と協議するようお願いしたい。

6 事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び酒々井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に従い、事業者自身の責任において適正に処理すること。

四 意見を有する者の意見の概要
和田小学校PTA

佐倉市道I-三十一号線、I-三四号線、I-三五号線、五-二二七号線及びII-二六号線を含む佐倉市立和田小学校の学区内通学路において、通勤車両と搬入車両に対し、登下校時間帯の通行を禁止又は抑制の指示をお願いしたい。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、次のとおり県の意見を述べた。

なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課において、平成二十五年二月十五日から三月十五日まで縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三山大久保ビル
船橋市三山九丁目六九五番地四

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社大久保製塩所 代表取締役 大久保保

東京都墨田区東墨田一丁目一番一六号
意見の概要

夜間に発生する騒音ごとの予測評価において、荷さばき作業に係る騒音が基準値を超過しているため、基準値を遵守するよう対策を講ずること。

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、市原市海上土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。
平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

退任理事

市原市小折三番地二

早川 邦彦

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、両総土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事

山武郡横芝光町横芝一、〇七四番地

齊藤 隆

東金市北之幸谷一、一三五番地一

片岡 昭二

二 就任理事

山武郡横芝光町横芝一、五一六番地

佐藤 晴彦

東金市掘上九二四番地

松戸 進

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。
平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 作業種類 基本測量（空中写真撮影）

二 作業期間 平成二十五年二月八日から三月三十一日まで

三 作業地域 市川市、松戸市、野田市、柏市及び流山市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 松戸市

二 作業種類 公共測量（基準点測量）

三 作業期間 平成二十五年二月五日から三月三十一日まで

四 作業地域 松戸市大橋

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 松戸市

二 作業種類 公共測量（基準点測量）

三 作業期間 平成二十五年二月一日から三月三十一日まで

四 作業地域 松戸市新松戸

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 野田市

二 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成）

三 作業期間 平成二十四年十二月二十八日から平成二十五年三月二十五日まで

四 作業地域 野田市はやま、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、光葉町一丁目、光葉町二丁目、光葉町三丁目、次木、古布内、桜の里一丁目、桜の里二丁目、桜の里三丁目、清水、花井新田、山崎、みずき三丁目及び三ツ堀

都市計画臨港地区の関係図書の縦覧

都市計画臨港地区の関係図書の縦覧

平成二十五年千葉県告示第五十七号に係る富津都市計画臨港地区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

土地区画整理組合の改選による理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定により、野田市七光台駅西土地区画整理組合から次のとおり改選による理事の氏名及び住所の届出があった。
平成二十五年二月十五日

千葉県知事 鈴木 栄治

横川 一 野田市谷津七五番地

戸邊 仙一郎 清水一四五番地

逆井 良作 岩名一、〇五九番地の一

江村 正義 五木四九三番地

江村元次	〃	〃	五三四番地
島村梯二	〃	〃	谷津一六四番地
駒崎清一	〃	〃	清水六〇六番地〇二
逆井勇	〃	〃	岩名一ノ八〇三番地
戸張利男	〃	〃	谷津三八五番地
逆井孝男	〃	〃	岩名七三五番地〇一

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、MTCOを通じて各府県等に開示する強要の理由を怠らざるべし。

入札公告

次とおり一般競争入札に付する。

平成25年2月15日

千葉県知事 鈴木 栄 治

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 普通自動車貸借 12台
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成25年5月1日から平成32年4月30日まで
 - (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
 - (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒260-8668 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課契約係 電話043(201)0110 内線2237
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

- (3) 入札説明書の交付期間 平成25年2月15日から3月14日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (4) 入札書の提出期限

- ア 電子入札システムによる場合の提出期限 平成25年3月27日午後5時

- イ 紙入札方式による場合の提出期限 平成25年3月27日午後5時

- (5) 開札の日時及び場所 平成25年3月28日午前9時30分 千葉県警察本部5階入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除
 - イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。

- (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認

- ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
- (ア) 提出期限 平成25年3月14日午後5時
- (イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。

イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所

- において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
- (ア) 提出期限 平成25年3月14日午後5時

<p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第 1 0 9 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約の確定 この公告に係る契約は、平成 2 5 年度歳入歳出予算が平成 2 5 年 3 月 3 1 日までに千葉県議会で可決された場合において、平成 2 5 年 4 月 1 日以降に確定させる。</p> <p>(9) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3 年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。</p> <p>(10) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。</p> <p>(11) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Regular Passenger Cars 12</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 27 March, 2013</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110 EXT. 2237</p>	<p>下水道事務所 千葉市美浜区磯辺八丁目 2 4 番 1 号 ③平成 2 5 年 1 月 2 3 日 ④ゾエオリア・西原・公営事業・イシザキ・セソエー特定委託業務共同企業体 代表企業 ゴエオリア・ウオーター・ジャパン株式会社 東京都港区海岸三丁目 2 0 番 2 0 号 ⑤ 4, 4 6 2, 2 9 0, 0 0 0 円 ⑥総合評価一般競争入札 ⑦平成 2 4 年 9 月 1 4 日</p> <p>落札者等の公告 次のおり落札者等について公告する。 平成 2 5 年 2 月 1 5 日 千葉県病院局長 小 田 清 一</p> <p>〔掲載順序〕</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①高圧蒸気滅菌装置 4 台 ②千葉県病院局経営管理課 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 ③平成 2 5 年 1 月 1 1 日 ④株式会社フジタ 医科器械千葉支店 千葉市若葉区加曾利町 2 6 3 番地 1 ⑤ 2 7, 3 0 0, 0 0 0 円 ⑥一般競争入札 ⑦平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日</p>
<p>落札者等の公告 次のおり落札者等について公告する。 平成 2 5 年 2 月 1 5 日 千葉県印旛沼下水道事務所長 新 井 守</p> <p>〔掲載順序〕</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場他維持管理包括委託 一式 ②千葉県印旛沼</p>	

購読料

月ぎめ
一部
一箇月一、一〇〇円(送料を含む。)

本号

一部

一四円

発行

者 千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申し込み先

一部売り申し込み先

〇四三(二三三)二一五二

〇四三(二三三)二六五八